

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター

Japan Association for Quality of University Education

100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎の門三井ビル B106 TEL: 03-6205-8101 E-mail: daihyo@jaque.or.jp

大学教育質保証・評価センターの 認証評価について

2019年10月11日

説明者

認証評価委員会委員長 近藤倫明

事務局長

中田 晃

- I 本センターの認証評価の理念**
- II 評価実施ハンドブック**
- III 評価システムと評価結果**
- IV 2020年度を受審申請について**

I 本センターの認証評価の理念

認証評価制度

学校教育法

第109条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備([次項](#)において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、[前項](#)の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

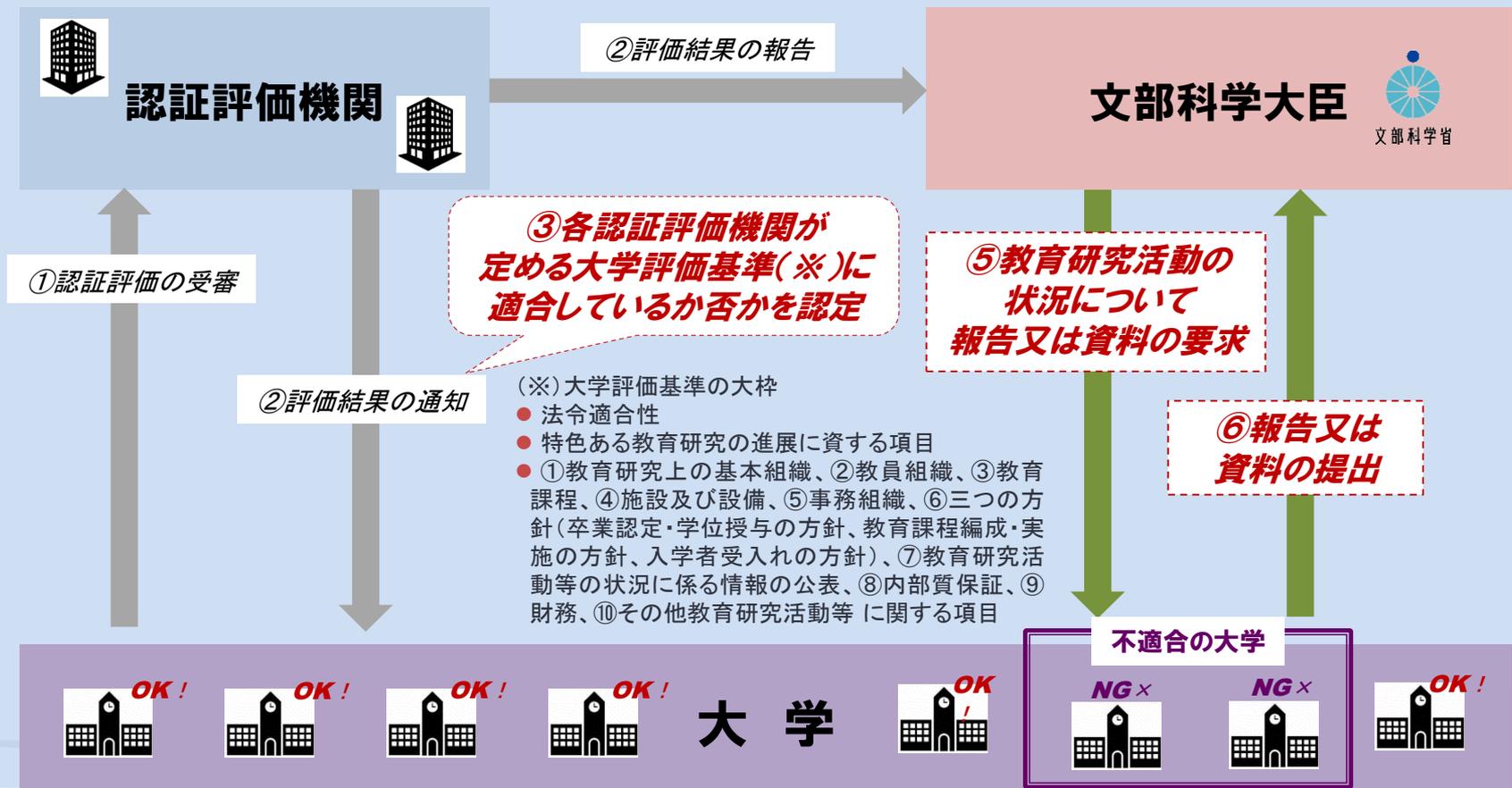
③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、[前項](#)に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

④ [前二項](#)の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準([前二項](#)の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。[次条](#)において同じ。)に従つて行うものとする。

認証評価結果の取扱いの厳格化について(学校教育法改正関係)

【改正事項】

- 認証評価において、大学評価基準に適合しているか否かの認定を義務付け(③関係)【第109条第5項】
- 大学等における教育研究水準の向上に関する努力義務(④関係)【第109条第6項】
- 適合している旨の認定を受けられなかった大学等に対して、文部科学大臣が報告又は資料の提出を要求(⑤・⑥関係)【第109条第7項】



④「適合認定」を受けよう、教育研究水準の向上に努める

認証評価制度発足時の「理念」を生かす

…大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。

中央教育審議会（2002）「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」（答申）より



社会から見て信頼性の高い評価

- ① **大学の情報公表の徹底**
評価受審の前提としての情報公表
- ② **評価の全体像の見える化**
簡潔な様式(ポートフォリオ)の採用
- ③ **外部の視点の尊重**
学生、自治体、地域関係者の参画

関係者にとって妥当性の高い評価

- ① **リスクの高いポイントの探索**
評価経験からのフィードバックを蓄積
- ② **異なる評価制度との連携**
評価の連携による言わば「三角測量」
- ③ **大学のマネジメントに貢献**
大学の問題意識に即して指摘



「判別」と「改善・向上」の両立をはかる

評価センターの目的と評価センターが行う評価の目的

大学教育質保証・評価センターの目的

この法人は、大学の教育研究等についての評価等を行うことを通じ、大学の自律的な質保証活動を支援することを目的とする。（定款 第3条）

大学教育質保証・評価センターが行う認証評価の目的

大学教育質保証・評価センターは、大学の教育研究の質の保証及び向上の取組みは大学自身の責任であることを自覚し、その活動に真摯に取り組む大学に対し、大学機関別認証評価（以下「認証評価」という。）の理念に則り、大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します。（大学機関別認証評価実施大綱「はじめに」）

シンボルマーク



3つの図形は、本センターの実施する認証評価が3つの評価基準で構成されていることを表している。

グリーンの十角形は、基準1において、10項目にわたり法令適合性を評価することをイメージしている。

グレーの五角形は、基準2において、水準をチェックする際に用いるレーダーチャートをイメージしている。

パープルの三角形は、基準3において特色ある教育研究の進展について、評価の観点を多元化すること(トライアングレーション・三角測量)をイメージしている。

Ⅱ 評価実施ハンドブック

評価実施ハンドブックを構成する資料



- ① 実施大綱
- ② 大学評価基準
- ③ 点検評価ポートフォリオ作成要項
- ④ 実地調査実施要項

(様式)

- ⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式

① 実施大綱

1 評価の目的

センターが、大学の求めに応じて実施する認証評価（以下「本評価」という。）の目的は、以下のとおりです。

- (1) 大学の教育研究の質を保証すること
- (2) 大学の教育研究の水準の向上に資すること
- (3) 大学の教育研究の特色の進展に資すること
- (4) 大学の教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（以下「内部質保証」という。）の実質化を促すこと

2 評価の基本的な方針

センターは以下の基本的な方針に基づいて本評価を実施します。

(1) 第三者評価による厳格な教育研究等の質の保証

大学が自ら行う点検・評価の妥当性について、第三者による厳格な評価を行い、大学の教育研究等の質を保証します。

(2) 内部質保証の実質化の促進

大学が自ら行う点検及び評価に対し、その方法の妥当性に関する指摘を行うことにより、大学の自己点検・評価の実効性を高め、大学の内部質保証の実質化を促進します。

(3) 本評価以外の大学評価結果の活用

専門分野別の第三者評価や大学を設置する法人に関する評価など、大学を対象とした種々の評価制度における、大学の教育研究の質の保証及び向上に関する評価結果を活用し、効率的かつ効果的な認証評価を実施します。

3 大学評価基準の構成

本評価の大学評価基準は、以下の3つの基準で構成されています。また、各基準にはそれぞれ評価の指針を定めています。

基準1 基盤評価：法令適合性の保証

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価します。この評価は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項(以下「評価事項」という。)について行います。

評価事項のうち、内部質保証(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。)を、特に重点的に評価します。

基準1の評価の指針では、それぞれの評価事項で行う評価の趣旨を示した上で、大学が参照することとなる関係法令等を示しています。

基準2 水準評価:教育研究の水準の向上

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価します。

評価にあたっては、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準2の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。

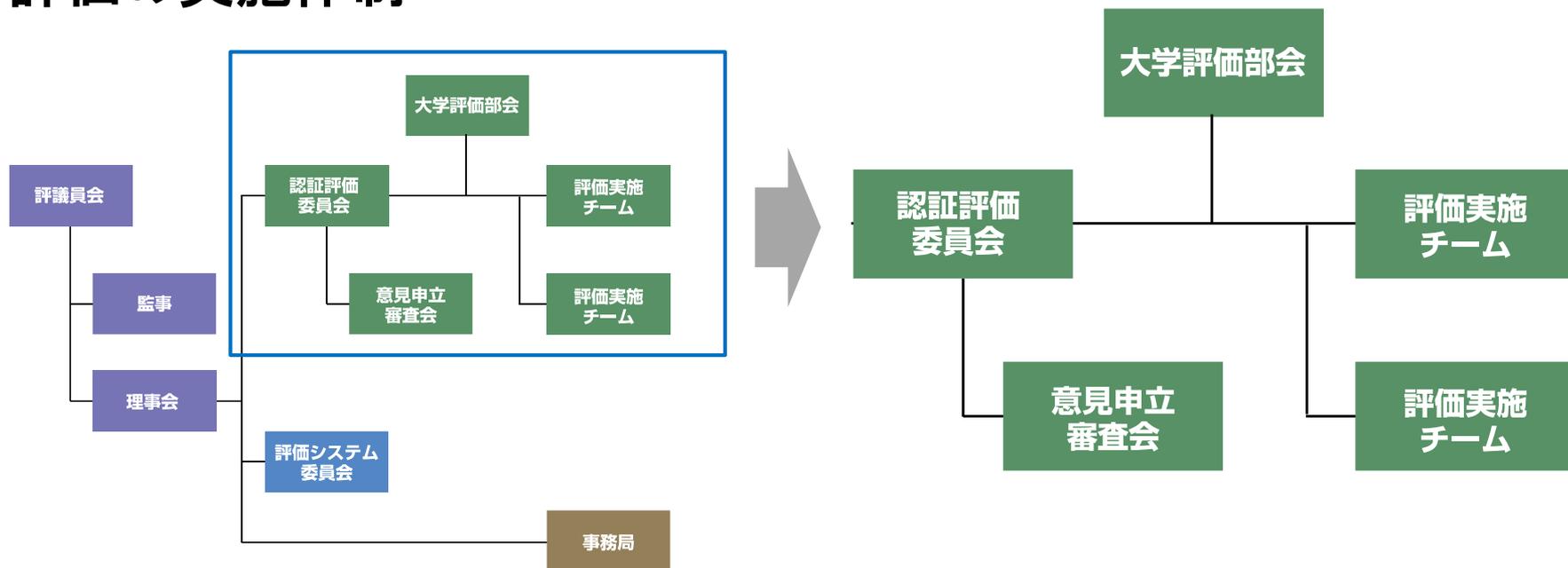
基準3 特色評価:特色ある教育研究の進展

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価します。

評価にあたっては、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認します。

基準3の評価の指針では、評価に付す根拠資料・データを例示し、評価の方法を示しています。

4 評価の実施体制



評価を実施するに当たっては、我が国の大学の評価に関し識見を有する者からなる**認証評価委員会**(以下「評価委員会」という。)を設置し、その下に個別の大学の評価を実施する**評価実施チーム**を編成します。

評価実施チームを構成する**評価委員**は、本評価を受審する大学(以下「受審大学」という。)の教育研究の基本となる組織やその内容に応じて、各教育研究分野の専門家及び大学評価の有識者から選定します。評価委員が、本評価の意義と特徴を理解し評価を効果的に実施できるように、評価委員に対して本評価の目的や方法等についての**研修**を行います。

なお、**受審大学の関係者は当該大学の評価実施チームに加わらないこととし、また受審大学の関係者が評価委員会の委員である場合は、当該大学の議事の議決に加わらないこととします。**

5 評価の実施方法

(1) 受審大学が行う自己点検・評価のプロセス

① 点検評価ポートフォリオの作成

受審大学は、大学評価基準の3つの基準に対する点検評価資料等で構成される点検評価ポートフォリオを、別に定める「点検評価ポートフォリオ作成要項」に従って作成します。点検評価ポートフォリオの作成に際しては、専門分野別の第三者評価の資料や大学を設置する法人に関する評価の資料等を活用することができます。

(2) センターにおける評価のプロセス

① 書面評価(大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析)

評価実施チームは大学から提出された点検評価ポートフォリオに基づき、大学が自ら行う点検及び評価の結果の分析を行います。また、必要がある場合は、設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育研究活動等の是正又は改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を把握します。

② 実地調査(大学の教育研究活動等の状況についての実地調査)

実地調査では、点検評価ポートフォリオの内容を踏まえ、大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者(以下「自己評価関係者」という。)との面談により、大学の教育研究活動等の状況について調査します。その際、必要に応じて教職員や学生からの意見聴取が行われます。

③ 関係者からの意見聴取(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者からの意見聴取)

さらに実地調査では、高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者が参加する評価審査会を開催し、特色ある教育研究の進展、内部質保証に関する取組みなど、重要と考えられるテーマについて、評価実施チームが意見聴取等を行います。

④ 評価結果の作成

実地調査終了後、評価実施チームは点検評価ポートフォリオ及び実地調査における意見聴取等の内容について分析を行い、評価結果(原案)を作成します。評価結果(原案)は、評価委員会において審議され、評価結果(案)として受審大学に通知されます。

6 評価結果の公表

評価結果は、受審大学に通知すると同時に、センターのウェブサイトに掲載し、広く社会に公表します。

受審大学は、点検評価ポートフォリオを大学のウェブサイト等で公表します。

なお、大学からの要請がある場合には、評価結果の内容に基づき、大学を設置する法人の評価に提供できる資料を作成します。

7 再度の評価

評価結果において改善が必要とされる事項を指摘された大学が、再度の評価を希望する場合は、センターは大学の求めに応じて評価を実施します。

8 情報公開

センターは、学校教育法施行規則第169条第1項第1号から第8号までに規定する事項を、センターのウェブサイトに掲載し公表します。

※9、10は次ページ

11 評価システムの改善

センターは、大学評価基準、評価方法、認証評価の実施状況並びに組織及び運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を踏まえて適宜評価システムの改善を図ります。

大学評価基準や評価方法など評価に係る重要事項を変更する場合には、事前に関係者に対し意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ決定します。

9 評価の申請とスケジュール

時期	スケジュール	内容
(前年度) 11月	評価申請締め切り	大学からの申請を受け付けます。
5月	点検評価ポートフォリオの提出	大学は5月末までに点検評価ポートフォリオをセンターに提出します。
6月～8月	センターにおける評価の実施 書面評価	大学から提出された点検評価ポートフォリオ等に基づき書面評価を行います。
10月～11月	センターにおける評価の実施 実地調査	実地調査等を行い、評価結果(案)を作成します。
1月	評価結果(案)の決定	認証評価委員会において、評価結果(案)を決定します。
2月	評価結果(案)の通知 意見申立て	評価結果(案)を大学に通知します。 大学は評価結果(案)に対して意見がある場合は意見申立てを行います。
3月	評価結果の確定と公表	意見申立てに対する審議を経て、評価委員会は対応を決定し、評価結果を確定して公表します。

10 評価費用

大学教育質保証・評価センター 認証評価評価手数料(消費税別)

申請大学に対し請求書を4月末日までに送付いたします。申請大学にはセンターの指定する銀行口座に**5月末日までに**評価手数料をお振り込みいただきます。

	会員	非会員
大学基本額	1,600,000円	3,500,000円
1学部あたり	350,000円	600,000円
1研究科あたり	200,000円	400,000円

② 大学評価基準

基準1 基盤評価：法令適合性の保証

大学は、法令を遵守した上で、教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない¹。

基準1では、基盤評価として、大学が行う点検及び評価の内容について、別に定める評価の指針に照らし、**法令適合性を保証する観点から評価**する。この評価は、認証評価を行うものとして定められた事項²について行うものとする。

基準2 水準評価：教育研究の水準の向上

大学は、自らの教育研究の水準の向上を図ることに努めなければならない^{3,4}。

基準2では、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、別に定める評価の指針に照らし、**教育研究の水準の向上に資する観点から評価**する。

基準3 特色評価：特色ある教育研究の進展

大学は、法令を遵守し教育研究の水準の向上に努めるとともに、特色ある教育研究を展開していくことが求められる⁵。

基準3では、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、別に定める評価の指針に照らし、その**進展に資する観点から評価**する。

基準1に関する評価の指針

基準1では、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において認証評価を行うものとして定められている事項(以下「評価事項」という。)それぞれについて、**法令適合性の観点から評価**する。

本指針では、それぞれの**評価事項の評価の趣旨**を示した上で、大学が参照することとなる**関係法令等**を示す。関係法令等のうち下線を付したものは本評価において特に重要と考えられる法令となる。

評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること。
- ロ 教員組織に関すること。
- ハ 教育課程に関すること。
- ニ 施設及び設備に関すること。
- ホ 事務組織に関すること。
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること。
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。
- リ 財務に関すること。
- ヌ イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること。

基準2に関する評価の指針

基準2では、大学が行う自己の水準分析の内容について、情報を体系的、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

1 評価に付す根拠資料・データ(例示)

- ・ 大学が外部に対して公表する情報集、報告書等
- ・ 第三者による大学の水準分析等の報告書
- ・ 学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果
- ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組み

2 評価の方法

- ・ 情報の収集、分析が体系的、継続的におこなわれているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みが組織的に行なわれているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みが教育研究の水準の向上のために効果的に機能しているかについて確認する。

基準3に関する評価の指針

基準3では、大学が行う特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していることを確認する。

1 評価に付す根拠資料・データ(例示)

- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する報告書等
- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する第三者による検証等の報告書
- ・ 特色ある教育研究の取組みに関する学生・卒業生を含む関係者からの意見の体系的、継続的な収集、分析の結果
- ・ 以上の資料における情報、意見を反映した改善の取組

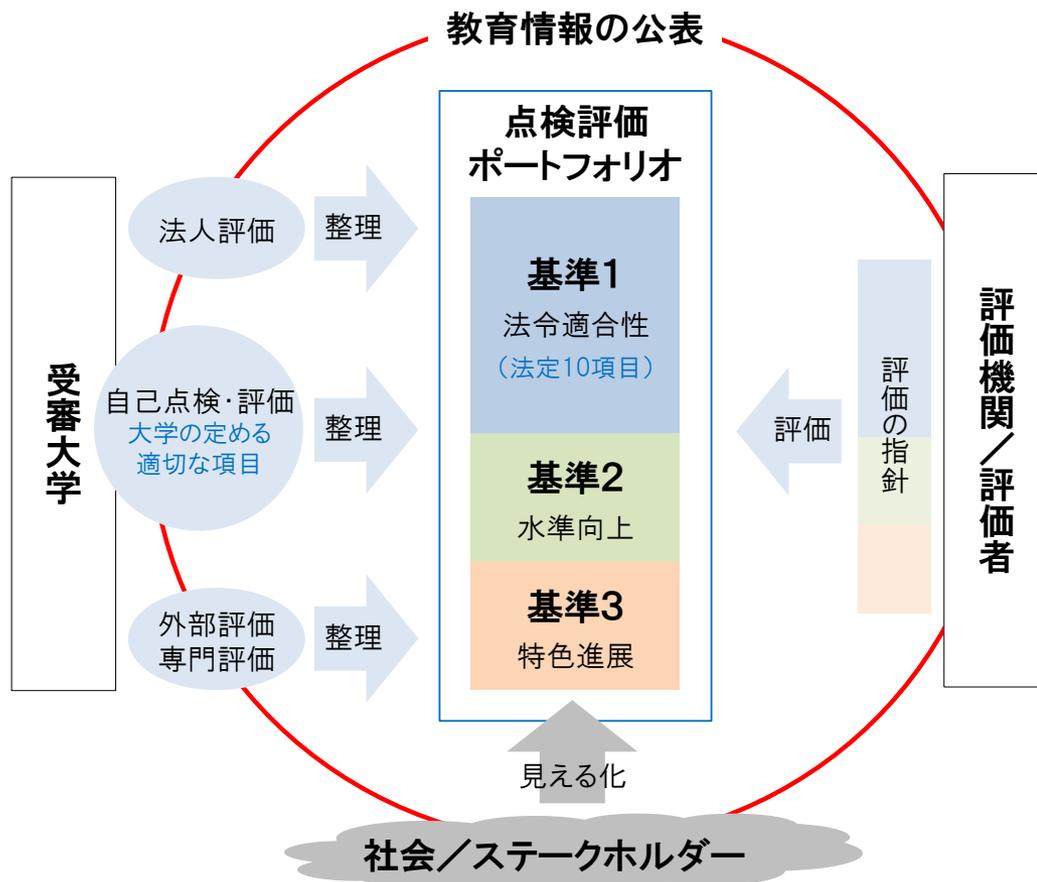
2 評価の方法

- ・ それぞれの取組みが組織的に行われているかについて確認する。
- ・ それぞれの取組みの状況について確認し、特色ある教育研究の進展に資するために効果的に機能しているかについて確認する。

③ 点検評価ポートフォリオ作成要項

⑤ 点検評価ポートフォリオ記入様式

点検評価ポートフォリオの概念図



点検評価ポートフォリオの構成

点検評価ポートフォリオは、以下の①～⑤の項目で構成されます。

① 大学の概要・目的

大学の基本的な情報や、大学の目的について記載します。

② 「基準1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

「基準1 法令適合性の保証」は、基盤評価として、大学が行う自己点検及び評価の内容について、法令適合性を保証する観点から評価する基準です。この評価は、「学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」において、認証評価を行うものとして定められている事項について行います。点検評価ポートフォリオでは、基準1の趣旨を踏まえ、様式に従って、自己点検・評価の状況を記載します。

③ 「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

「基準2 教育研究の水準の向上」は、水準評価として、大学が行う自己の水準分析の内容について、教育研究の水準の向上に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準2の趣旨を踏まえ、様式に従って自己の水準分析の状況について記載します。

④ 「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

「基準3 特色ある教育研究の進展」は、特色評価として、大学が行う特色ある教育研究の内容について、その進展に資する観点から評価する基準です。点検評価ポートフォリオでは、基準3の趣旨を踏まえ、様式に従って特色ある教育研究の状況について記載します。

⑤ 認証評価共通基礎データ

法令の要請事項に関わる基礎データを記載します。大学機関別認証評価を実施する各評価機関が共通して提出を求めている内容です。

(6) 大学組織図

(大学の組織体制を示す図を貼付)

(6) 大学組織図

組織図を貼付してください。

組織図

必要に応じ、大学の組織についての説明文を記述してください。

3

「(6) 大学組織図」を、原則として1ページで記述してください。

(7) 質保証体制図

(大学の質保証体制を示す図を貼付)

(7) 内部質保証体制図

内部質保証体制図を貼付してください。

内部質保証体制図

必要に応じ、内部質保証体制についての説明文を記述してください。

4

「(7) 内部質保証体制図」を、原則として1ページで記述してください。

大学の目的

学則等に定められた大学の目的を記述します。

右ページの「(2)関係法令等に対応する関連資料」には、当該評価事項に関する法令(大学評価基準別紙「基準1に関する評価の指針」に掲載)のうち、本評価において特に重要と考えられる条文を示しています。原則として1ページで、各関係法令等に対応する関連資料の資料名等を記入し、当該資料が公開されているWebページへのリンクを埋め込みます。

関連資料として示す資料には、学内の規程・データ等のほか、専門分野別の第三者評価や、大学を設置する法人に関する評価など、他の評価制度における評価結果等を引用することができます。

右ページ

「基準1に関する評価の指針」に掲載している評価事項ごとの関係法令等から、特に説明すべき関係法令等を抜粋しています。「関係法令等」の列の内容は変更しないでください。

各「関係法令等」に対応する関連資料の名称を記入してください。

関連資料の名称には、公表URLへのリンクを埋め込んでください。

Web上で公開されていない資料を関連資料とする場合には、その名称を記入の上、後述する提出方法に従って資料を提出してください。

関連資料が同一ページの場合、記述を省略したり、枠を結合したりしても構いません。
※ 記載は一例です

点検評価ポートフォリオ内の他のページの記述を関連資料として扱うことができます。

(2) 関係法令等に対応する関連資料	関係法令等	関連資料
教育基本法		
第七條 (大学)		〇〇大学 学則 第*条 (目的) 平成**年度〇〇委員会資料
学校教育法		
第八十三條		(同上)
大学設置基準		
第二條 (教育研究上の目的)		(〇〇法第〇条と同ー)
第三條 (学部)	
第四條 (学科)	
第五條 (課程)	
第十八條 (収容定員)	
※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第五十四号を参考とすること	
第四十條の四 (大学等の名称)	

一部の関係法令等には※印で併せて参照すべき関係法令等を示しています。

原則として評価事項(イ～ス)ごとに1ページで記述してください。

「イ 教育研究上の基本となる組織に関すること」

評価の指針

大学は、学士課程、大学院課程における大学の教育研究上の基本組織、すなわち学部及び学科、研究科及び専攻等を、教育研究の目的に則して適切な形で組織しているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料（リンク）
教育基本法 第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 ② 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	〇〇大学学則 第*条（目的）
学校教育法 第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	（同上）
大学設置基準 第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	〇〇大学学則 第*条（学部、学科及び学生定員） 第*条（教養教育部） 〇〇大学 Web ページ 教員数・事務職員数 認証評価共通基礎データ様式
第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教員組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	（同上）
第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 ② 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	（同上）
第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	（同上）
第十八条（収容定員） 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十七条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学定員を設けるときは入学定員及び編入学定員を、それぞれ明示するものとする。 ② 収容定員は、教員組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 ③ 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	〇〇大学学則 第*条（学部、学科及び学生定員） 平成***~***年度入試実施結果 認証評価共通基礎データ様式
※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	
第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	〇〇大学学則 第*条（学部、学科及び学生定員）

「□ 教員組織に関すること」

評価の指針

大学は、学士課程、大学院課程における教員組織に関し、教育研究組織の規模・授与する学位の種類・分野等に応じ、必要な教員を適切に配置し、また、学校教育法が定める教授会のほか各種の管理運営の体制を整備しているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
学校教育法 第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	○○大学学則 第*条（教授会） ○○大学大学院学則 第*条（研究科会議） ○○大学教授会規程 ○○大学教養教育部教授会規程 ○○大学大学院研究科会議規程 各教授会・研究科会議運営要領 各教授会・委員会主要議題（平成**～**年度）
大学設置基準 第七条（教員組織） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、教育研究組織の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員を置くものとする。 2 大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。 3 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 4 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専任の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十四条・第十五条・第十六条・第十六条の二・第十七条を参照すること	○○大学学則 第*条（附属図書館） 第*条（教養教育部） 第*条（職員） 第*条（各組織の長） 第*条（学長等） ○○大学教養教育部規程 第*条（業務） ○○大学 Web ページ 大学組織における部局長等名簿 ○○大学教員の年齢構成 ○○大学人事委員会規程 ○○大学教員選考基準 ○○大学教員選考規程 人事選考の流れ 認証評価共通基礎データ様式 学士課程専任教員による授業科目担当状況
第十条（授業科目の担当） 大学は、教育上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又は助教（第十三条、第四十六条第一項及び第五十五条において「教授等」という。）に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。	
第十二条（専任教員） 教員は、一の大学に限り、専任教員となるものとする。 2 専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする。 3 前項の規定にかかわらず、大学は、教育研究上特に必要があり、かつ、当該大学における教育研究の遂行に支障がないと認められる場合には、当該大学における教育研究以外の業務に従事する者を、当該大学の専任教員とすることができる。	○○大学学則 第*条（学部、学科及び学生定員） ○○大学 Web ページ 教員教・専務職員数 認証評価共通基礎データ様式
第十三条（専任教員数） 大学における専任教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める教授等の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる教授等の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る専任教員の数を合計した数）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める教授等の数を合計した数以上とする。	(同上)
※ 専任教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	

「ハ 教育課程に関すること」

評価の指針

大学は、学士課程、大学院課程において、入学者の受入れに関する方針(アドミッション・ポリシー)、教育課程の編成・実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー)及び卒業、修了の認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー)に則し、それぞれ、公正かつ妥当な方法で適切な体制を整えて入学者選抜を実施しているか。また、教育課程を適切に編成し実施しているか。さらに、卒業、修了の要件を適切に策定しているか。

また、成績評価基準及び卒業認定基準、修了認定基準を学生に周知し、それらの基準に従って適切に成績評価や単位認定、卒業認定、修了認定を実施しているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
大学設置基準 第二条の三(入学者選抜) 入学者の選抜は、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照する	○○大学学則 第*条(入学資格) 入学者選抜要項 入試実施体制 委員会設置規程 委員会専門委員会細則
第十九条(教育課程の編成方針) 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	○○大学学位規程 第*条(学位の授与) 第*条(専攻分野等の付記) ○○大学履修規程 第*条(授業科目及び学部教育科目)
第二十条(教育課程の編成方法) 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	(同上)
第二十一条(単位) 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。 一 講義及び演習については、十五時間から三十時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 二 実験、実習及び実技については、三十時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもって一単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもって一単位とすることができる。 三 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前二号に規定する基準を考慮して大学が定める時間の授業をもって一単位とする。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	○○大学学則 第**条(単位の計算方法) 履修案内 単位制度 (p.*) 卒業研究着手要件 (p.*) ○○大学履修規程 第*条(履修単位の上限) 授業形態別開講授業科目数シラバス 平成**年度○○大学年報 ○○推進室の活用状況 (p.*) ○○演習室の活用状況 (p.*)
第二十三条(一年間の授業時間) 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。	(同上)
第二十三条(各授業科目の授業時間) 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。	(同上)
第二十五条(授業の方法) 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	(同上)
第二十五条の三(成績評価基準等の明示等) 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。	○○大学学則 第*条(単位の授与及び成績の評価) 第*条(卒業及び学位) ○○大学履修規程 第*条(試験) 第*条(教育課程修了の認定) 別表*、別表* 教育センターの活動報告
※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第一百四十七条を参照すること	

「二 施設及び設備に関すること」

評価の指針

大学は、学部及び学科、研究科及び専攻等の規模・種類に応じ、適切な校地・校舎の規模及び施設・設備を備えているか。また、図書等の教育研究上必要な資料を系統的に備え、図書館を適切に機能させているか。そのほか教育研究上必要な設備を適切に整備しているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
<p>大学設置基準</p> <p>第三十四条 (校地) 校地は、教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて休息、交流その他に利用できるものであること。 二 休息、交流その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること</p> <p>第三十五条 (運動場) 運動場は、教育に支障のないよう、原則として校舎と同一の敷地内又はその隣接地に設けるものとし、やむを得ない場合には適当な位置にこれを設けるものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する運動場を設けることができないと認められる場合において、運動場を設けることにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じており、かつ、教育に支障がないと認められる場合に限り、運動場を設けないことができる。 3 前項の措置は、原則として体育館その他のスポーツ施設を校舎と同一の敷地内又はその隣接地に備えることにより行うものとする。ただし、やむを得ない特別の事情があるときは、当該大学以外の者が備える運動施設であつて次の各号に掲げる要件を満たすものを学生に利用させることにより行うことができるものとする。 一 様々な運動が可能で、多くの学生が余裕をもつて利用できること。 二 校舎から至近の位置に立地していること。 三 学生の利用に際し経済的負担の軽減が十分に図られているものであること。</p> <p>第三十六条 (校舎施設等) 大学は、その組織及び規模に応じ、少なくとも次に掲げる専用の施設を備えた校舎を有するものとする。ただし、特別の事情があり、かつ、教育研究に支障がないと認められるときは、この限りでない。 一 学長室、会議室、事務室 二 研究室、教室（講義室、演習室、実験・実習室等とする。） 三 図書館、医務室、学生自習室、学生控室 2 研究室は、専任の教員に対しては必ず備えるものとする。 3 教室は、学科又は課程に応じ、必要な種類と数を備えるものとする。 4 校舎には、第一項に掲げる施設のほか、なるべく情報処理及び語学の学習のための施設を備えるものとする。 5 大学は、校舎のほか、原則として体育館を備えるとともに、なるべく体育館以外のスポーツ施設及び講堂並びに寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導に関する施設を備えるものとする。 6 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、研究室、教室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること</p> <p>第三十八条 (図書等の資料及び図書館) 大学は、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料を、図書館を中心に系統的に備えるものとする。 2 図書館は、前項の資料の収集、整理及び提供を行うほか、情報の処理及び提供のシステムを整備して学術情報の提供に努めるとともに、前項の資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする。</p>	<p>建物改修の実施状況及び計画合理的配慮に基づく平成**年度入学障害学生支援のためのバリアフリー化取組事例 認証評価共通基礎データ様式</p> <p>〇〇大学キャンパスマップ 認証評価共通基礎データ様式</p> <p>〇〇大学学則 第*条（教育センター） 第*条（国際センター） 第*条（情報センター） 第*条（広報センター） 第*条（地域センター） 第*条（産学センター） 〇〇大学規程集 第*章（附属施設等） 〇〇大学キャンパスマップ 講義室等の設置状況 建物有効利用のための施設・設備の取組み 認証評価共通基礎データ様式</p> <p>〇〇大学学則 第*条（附属図書館） 〇〇大学附属図書館規程 第*条（目的） 〇〇大学附属図書館利用規程 附属図書館の整備及び利用状況 附属図書館内配置図 教育活動を展開するための事務</p>

「ホ 事務組織に関すること」

評価の指針

大学は、大学の事務を遂行するための事務組織を適切に設けているか。また、学生の厚生補導を行うための組織を適切に設けているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
大学設置基準 第四十一条（事務組織） 大学は、その事務を遂行するため、専任の職員を置く適当な事務組織を設けるものとする。	〇〇大学学則 第*条（事務局） 事務職員配置状況 教育活動を展開するための事務職員の配置人数
第四十二条（厚生補導の組織） 大学は、学生の厚生補導を行うため、専任の職員を置く適当な組織を設けるものとする。	〇〇大学学則 第*条（厚生施設） 〇〇大学保健室規程 第*条（業務） 第*条（組織） 〇〇大学学生相談室規程 第*条（業務） 第*条（組織） 〇〇大学学生支援室規程 第*条（業務） 第*条（組織） 平成**年度〇〇大学年報 保健室の体制及び取組 学生相談室の体制及び取組 学生支援室の体制及び取組 平成**年度〇〇大学年報 健康管理システム（p.*） 〇〇部会の業務概要（p.*） 入学者選抜要項 障害等のある入学志願者の事前相談 障害を理由とする差別の解消の推進に関する△△法人〇〇大学教職員対応要領 上記要領に基づく手続きマニュアル 合理的配慮に基づく障害学生支援体制（プロセス） オフィスアワー制度の実績及び主な相談内容 △△法人〇〇大学ハラスメント等の防止に関する規程 国際センターの支援体制 〇〇大学委員会設置規程
第四十二条の二（社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制） 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。	キャリア科目一覧 国際センターの支援体制 地域センターの支援体制 産学センターの支援体制
大学院設置基準 第四十二条（事務組織） 大学院を置く大学には、大学院の事務を遂行するため、適当な事務組織を設けるものとする。	（大学設置基準第四十一条と同ー）

「へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること」

評価の指針

大学は、卒業の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）並びに入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）を、大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて定めているか。また、教育課程の編成及び実施に関する方針を定めるに当たっては、卒業の認定に関する方針との一貫性の確保をはかっているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
学校教育法施行規則 第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針（大学院にあつては、第三号に掲げるものに限る。）を定めるものとする。 一 卒業の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	○大学 Web ページ 教育情報の公表（DP, CP, AP） 入試情報（AP） ○学教育分野別評価 評価報告書（平成**年度）

「ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること」

評価の指針

大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動等の状況を適切に公表しているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
学校教育法 第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	(学校教育法施行規則第七十二条の二と同一)
学校教育法施行規則 第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること 二 教育研究上の基本組織に関すること 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること 八 授業料、入学金その他の大学が徴収する費用に関すること 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 3 第一項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	大学 Web ページ 大学の理念 大学の教育研究上の目的 入学者受入方針 教育課程の編成・実施方針 学位授与方針 大学情報 主な教育情報等 教育研究者総覧 学術情報リポジトリ 教員の養成に係る情報 教員データベース 学内ポータルサイト概要 大学 Web サイト (英語版) 学生便覧 大学案内 大学概要 大学ポータルレート 入学者選抜要項 学生募集要項 (一般入試) 学生募集要項 (特別入試) 履修案内 大学広報誌 大学年報 図書館報 情報委員会規程 平成**年度第*回情報委員会議事概要

「手 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること」

評価の指針

大学は、教育研究活動等の改善を継続的に行う適当な体制を整えた上で、大学の教育研究水準の向上に資するため、その教育研究等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表しているか。その際、学生の学習成果を適切に把握する取り組みを行っているか。

また、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との連携体制を確保し協働して職務を行われるよう努めているか。さらには、教員と事務職員等に適切な研修の機会等を設けているか。

なお、本事項については、特に重点的に評価するものとする。

関係法令等

関係法令等	関連資料
学校教育法 第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。次条において同じ。）に従つて行うものとする。	〇〇大学学則 第*条（自己評価） 〇〇大学大学院学則 第*条（自己評価） 〇〇大学評価規程 第*条（基本方針） 第*条（評価事項） 第*条（分科会） 平成**年度 〇〇大学自己点検・評価委員会 開催状況 自己点検・評価のチェック体制図 自己分析活動体制図 平成**年度〇〇委員会の検討状況 大学年報 PDCA サイクル図
学校教育法施行規則 第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。 第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	（該当しない） （該当しない） 〇〇大学評価委員会規程 第*条（審議事項） 第*条（組織） 第*条（任期） 第*条（委員長及び副委員長） 〇〇大学教育センター規程 第*条（業務）
大学設置基準 第二条の三（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学は、当該大学の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。 第二十五条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学は、当該大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 第四十二条の三（研修の機会等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（第二十五条の三に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。	研修内容一覧 平成**年度〇〇大学評価 FD活動改革について 平成**年度〇〇大学年報 授業改善意見交換会概要（p.*） FD研修会アンケート集計結果 （同上）
大学院設置基準 第一条の四（教員と事務職員等の連携及び協働） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、当該大学院の教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務が行われるよう留意するものとする。 第十四条の三（教育内容等の改善のための組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。 第四十三条（研修の機会等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な	（大学設置基準第二条の三と同一） （大学設置基準第二十五条の三と同一） （同上）

「リ 財務に関すること」

評価の指針

大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
大学設置基準 第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	賃借対照表 平成**年度に係る業務の実績に関する報告書 △△法人〇〇大学平成**年度に係る業務の実績に関する評価結果 △△法人〇〇大学施設等整備事業費補助金交付要綱 決算報告書 運営費交付金削減計画 過去5年間の入学者数の推移 過去5年間の収支の推移 過去5年間の外部資金受入額の推移 新規重点事業枠及び特別研究費の予算配分状況
大学院設置基準 第二十二條の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	(同上)

「又 イからリまでに掲げるもののほか、教育研究活動等に関すること」

評価の指針

大学は、イからチまでの事項で評価するとしたもののほか、教育研究活動等に関する必要な関係事項について適切に対応を行っているか。特に、ICT環境の整備並びに学生支援に関することについて適切に対応を行っているか。

また、イからリまでに列挙した以外の関係法令等に適切に対応を行っているか。

さらに、設置計画等履行状況等調査において過去5年間に意見等が付されている場合には、意見に対して講じた措置について適切に対応を行っているか。

関係法令等

関係法令等	関連資料
関係事項 ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	学内ネットワークの特徴 ○○大学情報システム運用規程
学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	学部・学科等の基礎学力不足学生への配慮及び学部教育上の工夫 その他の基礎学力不足学生への配慮事例 各研究科・専攻における研究指導体制の工夫 学生募集要項 入学試験前の事前面談
学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	本報告書 4. 施設及び設備に関すること 1) 校地・校舎、附属施設、施設・設備等
学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	○○大学入学科減免規程 第2条(減免) ○○大学授業料減免規程 第2条(減免) 授業料の減免に関する実績 後援会による各種助成実績 (該当しない)
設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等の是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	

③「基準2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

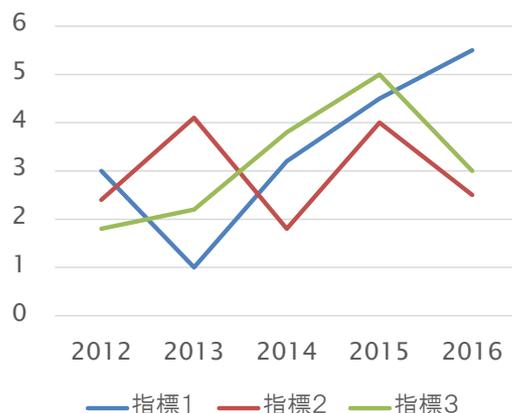
基準2に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準2に関する評価の指針」に即して、「情報を体系的に、継続的に収集、分析するなど、教育研究の水準の向上に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

点検評価ポートフォリオ(基準2)

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート

→ 自らの大学の水準について、経年変化を見える化。



水準比較

→ 評価機関は、大学間比較データを提供し、IR活動を支援。

1ページ目には、原則として1ページで、「1)自己分析活動の状況」及び「2)自己分析活動の取組み(目次)」を記述します。

「1)自己分析活動の状況」には、大学の組織的な情報の収集・分析活動の状況を記述します。

「2)自己分析活動の取組み(目次)」には、大学が行う情報の収集・分析の取組みのうち、大学が特に重要と考える分析活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。

2ページ目以降には、「3)自己分析活動の取組み」(取組みごとのページ)として、情報の収集・分析活動ごとに、原則として1ページで、以下の内容を記述します。

タイトル	分析の背景	分析の内容	自己評価	関連資料
------	-------	-------	------	------

記述する取組みの選択は各大学の判断によることが基本となりますが、内部質保証が機能しているかの観点から重要となる学習成果に関する分析の取組み等を1つ以上記述することが求められます。

記述する取組みの数は、3～5つを目安とします。

基準2の点検評価資料の作成にあたっては、例えば大学が継続的に作成しているデータ集、アニュアルレポート等を活用することができます。また、大学ポートレートを活用することも可能です。

基準2の点検評価資料で分析する項目の例

中教審「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」(2018.11.26)

Ⅲ. 教育の質の保証と情報公表—「学び」の質保証の再構築—から抜粋

【参考①】把握・公表の義務付けが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・単位の取得状況、学位の取得状況、進路の決定状況等の卒業後の状況(進学率や就職率など)、学修時間、学生の成長実感・満足度、学生の学修に対する意欲等

(大学教育の質に関する情報)

・入学者選抜の状況、修業年限期間内に卒業する学生の割合、留年率、中途退学率、教員一人当たりの学生数、学事暦の柔軟化の状況、履修単位の登録上限設定の状況、授業の方法や内容・授業計画(シラバスの内容)、早期卒業や大学院への飛び入学の状況、FD・SD の実施状況 等

【参考②】把握や活用、公表の在り方について一定の指針を示すことが考えられる情報の例

(学修成果・教育成果の可視化に関する情報)

・アセスメントテストの結果、TOEIC やTOEFL 等の学外試験のスコア、資格取得や受賞、表彰歴等の状況、卒業論文・卒業研究の水準、留学率、卒業生に対する評価 等

(大学教育の質に関する情報)

・ナンバリングの実施状況、履修系統図の活用状況、GPA の活用状況、IR の整備状況、教員の業績評価の状況 等

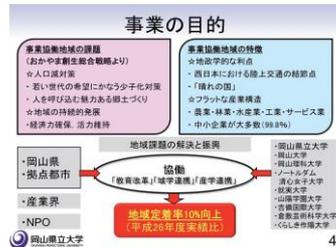
④「基準3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

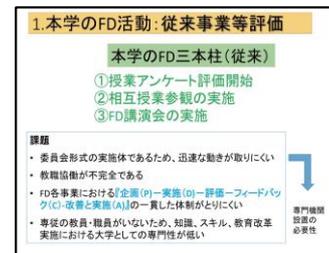
点検評価ポートフォリオ(基準3)

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動



内部質保証活動の成果



- 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価
- 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

大学機関別認証評価では、大学の特色ある教育研究の進展に資する観点から評価を行う必要があります。

基準3に関する点検評価資料では、大学評価基準の別紙「大学評価基準に関する評価の指針」の「基準3に関する評価の指針」に即して、「特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能している」ことを整理します。

1ページ目には、原則として1ページで、「1)特色ある教育研究の状況」及び「2)特色ある教育研究の取組み(目次)」を記述します。

「1)特色ある教育研究の状況」には、大学の組織的な特色ある教育研究の状況を記述します。

「2)特色ある教育研究の取組み(目次)」には、大学が行う特色ある教育研究の取組みのうち、大学が特に重要と考える活動を選び、取組みのタイトルと掲載ページ番号を記入します。

2ページ目以降には、「3)特色ある教育研究の取組み」(取組みごとのページ)として、特色ある教育研究の進展に資する活動ごとに、原則として1ページで、以下の内容を記述します。

タイトル	取組みの概要	取組みの成果	自己評価	関連資料
------	--------	--------	------	------

記述する取組みの数は、3～5つを目安とします。

基準3の点検評価資料で記載する取組みの例

例①

タイトル (No. 1)	教職員の資質向上のための本学独自の取組みについて																							
取組の概要	教育センターにおいて教職員へのFD・SD事業を一元的に管理・実施し、全学的に教職員の教育力・能力の向上に努めるとともに、教職協働を推進している。																							
取組の成果	<p>本学の研修事業は、平成**年度までは、教員の研修については〇〇委員会の企画・事務局総務課による運営で実施し、職員の研修については事務局総務課による企画・運営を行っていた。平成**年度に教育センターを設置してからは、教員の研修・職員の研修ともに教育センターがその企画・運営を担っている（【図1】）。</p> <p>教育センターの組織体制は、【図2】のとおりである。〇〇室のほか〇〇部会、〇〇部会、〇〇部会を設置し、全学から委員を招集し、各所管事項に対する企画・立案を行っている。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>取組事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成**年度</td> <td>(開学)</td> </tr> <tr> <td>平成**年度</td> <td>授業評価アンケートの開始</td> </tr> <tr> <td>平成**年度</td> <td>第1回全学教職員研修会開催</td> </tr> <tr> <td>平成**年度</td> <td>卒業時アンケートの開始</td> </tr> <tr> <td>平成**年度</td> <td>第2回全学教職員研修会開催 (以後、定例化)</td> </tr> <tr> <td>平成**年度</td> <td>教育センター開設</td> </tr> </tbody> </table> <p>【図1】資質向上のための事業等</p> <div style="text-align: center;"> <p>【図2】教育センター体制図</p> </div>	年度	取組事項	平成**年度	(開学)	平成**年度	授業評価アンケートの開始	平成**年度	第1回全学教職員研修会開催	平成**年度	卒業時アンケートの開始	平成**年度	第2回全学教職員研修会開催 (以後、定例化)	平成**年度	教育センター開設									
	年度	取組事項																						
	平成**年度	(開学)																						
平成**年度	授業評価アンケートの開始																							
平成**年度	第1回全学教職員研修会開催																							
平成**年度	卒業時アンケートの開始																							
平成**年度	第2回全学教職員研修会開催 (以後、定例化)																							
平成**年度	教育センター開設																							
<p>平成**年度には、全学の教職員を対象とした研修会を3度開催したほか、職員向け、教員向けの研修会を各1回ずつ行った。全学の教職員を対象とした研修会は、いずれも多数の教職員の参加と好評を得ており、また研修会後の意見交換会では教職員間で活発な議論が展開された。</p> <p>【表1】平成**年度 研修会の開催状況</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>日時</th> <th>講師</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇大学新人職員研修</td> <td>平成**年**月**日</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>職員**名</td> </tr> <tr> <td>組織改編と教職協働</td> <td>平成**年**月**日</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>教職員**名</td> </tr> <tr> <td>研究倫理教育</td> <td>平成**年**月**日</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>教職員**名</td> </tr> <tr> <td>大学教員の資質向上</td> <td>平成**年**月**日</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>教員**名</td> </tr> <tr> <td>グローバル人材育成</td> <td>平成**年**月**日</td> <td>〇〇〇〇</td> <td>教職員**名</td> </tr> </tbody> </table>	内容	日時	講師	参加者数	〇〇大学新人職員研修	平成**年**月**日	〇〇〇〇	職員**名	組織改編と教職協働	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名	研究倫理教育	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名	大学教員の資質向上	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教員**名	グローバル人材育成	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名
内容	日時	講師	参加者数																					
〇〇大学新人職員研修	平成**年**月**日	〇〇〇〇	職員**名																					
組織改編と教職協働	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名																					
研究倫理教育	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名																					
大学教員の資質向上	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教員**名																					
グローバル人材育成	平成**年**月**日	〇〇〇〇	教職員**名																					

例②

タイトル (No. 2)	地域人材育成事業について
取組の概要	地域センターと産学センターがそれぞれ「城学連携」と「産学連携」事業を推進し、地域の自治体や企業とも連携して「地域人材」の育成を目指している。
取組の成果	<p>本学には、地域センターと産学センターが設けられている。地域センターには〇〇部会と〇〇部会を設け、「城学連携」をテーマに地域の魅力づくりに資する活動を行っている。産学センターには〇〇部会と〇〇部会を設け、「産学連携」をテーマに地域の経済活性化に資する活動を行っている。いずれも地域の自治体・企業等と連携し、また地域センターと産学センター自身も連携を図りながら、活動を行っている（【図1】）。学生らは、参加を希望する場合、サークル団体と協同して行う場合、カリキュラムの一部として受講する場合など様々な場面で「地域人材育成事業」と関わることになる。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【図1】「地域人材育成事業」体制図</p> </div>
	<p>「地域人材育成事業」で育成を目指す「地域人材」とは、社会の中で地域が果たす役割を考え、地域のニーズや課題を発見し、その課題に向き合い、解決できる知識や技術を身に付け、社会で活躍できる人材を想定している。そのために、「地域を知る」「地域を学ぶ」「地域を高める」「地域を創る」の四つの成長ステップを想定している。</p> <div style="text-align: center;"> <p>【図2】「地域人材」育成イメージ</p> </div> <p>学生は、これらの科目や地域インターンシップなどの活動を通じて段階的に成長し、「地域人材」としての能力・意識が培われていくことになる。</p>

⑤ 認証評価共通基礎データ

大学設置基準等の法令が要請する事項に関わる基礎データを記載します。

本様式は、大学機関別認証評価を実施する各評価機関において、共通に提出を求める内容とされているものです。

なお、大学ポータルにおいて、この様式を自動的に作成する機能の整備が進められています。

認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式1（〇年5月1日現在）

事項		記入		備考										
大学の名称														
学校本部の所在地														
学士課程	学部・学科等の名称	開設年月日	所在地		備考									
	〇〇学部〇〇学科基礎コース 〇〇学科後進生コース △△課程													
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考									
大学院課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考									
	〇〇研究科〇〇専攻(M) 〇〇専攻(D)													
	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考									
専門課程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所在地		備考									
	□□研究科□□専攻 法務研究科法務専攻													
	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所在地		備考									
別科等	〇〇専攻科 △△別科													
	学生募集停止中の学部・研究科等	□□学部□□学科(年度学生募集停止、在学生数)												
	学部・学科等の名称	専任教員等			非常勤教員	備考								
学士課程	〇〇学部〇〇学科 △△課程 (大学全体の収容定員に合わせた教員数)	教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手	非常勤教員	専任教員一人当たり0.2未満の学生数	備考		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
大学院課程	研究科・専攻等の名称	研究指導教員及び研究指導補助教員			助手	非常勤教員	備考							
	〇〇研究科〇〇専攻(M) 〇〇専攻(D)	研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員	備考		
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人			
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
専門課程	研究科・専攻等の名称	専任教員			助手	非常勤教員	備考							
	□□研究科□□専攻 法務研究科法務専攻	専任教員	うち教授数	うち准教授数	うち講師数	うち助教数	基準数	うち教授数	うち准教授数	うち講師数	うち助教数	助手	非常勤教員	備考
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用(共用面積のうち)		計					備考		
	校舎敷地面積	—		㎡	㎡	㎡	㎡							
	運動場用地	—					0							
	校地面積計	㎡	0	0	0	0	0							
	その他	—					0							
校舎面積計	㎡	専用	共用	共用(共用面積のうち)		計								
教員	学部・研究科等の名称	定数		備考										
施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	特等学習施設								
	〇〇キャンパス教室等施設	室	室	室	室	室								

◆ 認証評価共通基礎データ様式についての注意事項

- ① 「認証評価共通基礎データ」は、原則として受審年度の5月1日現在のデータとします。本様式は、****年度申請用に作成していますので、****年5月1日が作成基準日となります。
- ② 本様式は様式1(組織・設備等)、様式2(学生)に分かれています。それぞれについて確認あるいは作成してください。
- ③ 一部のデータは表中に値があれば、エクセル上で自動計算されます。
- ④ 各表において、該当がない場合は「-」(ハイフン)としてください。
- ⑤ 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- ⑥ 各表に該当しない欄や該当しない表がある場合でも、削除せず、全体に斜線を引くか、各セルに「-」(ハイフン)を記入するなどしてうめてください。

④ 実地調査実施要項

I 実地調査の概要

1 目的

実地調査は、点検評価ポートフォリオをはじめとする、大学から提出された資料に基づいて行う書面評価の分析状況を踏まえ、書面評価では確認できなかった事項等について調査するとともに、大学関係者との面談や、評価審査会において、特色ある教育研究の進展や、内部質保証に関する取組み等に関して意見聴取を行います。

2 日程

実地調査の日程及び実施スケジュールは、受審大学と協議の上、大学教育質保証・評価センター(以下、本センターとする)において決定し受審大学に対し通知します。

3 体制

実地調査は、認証評価委員会の下に受審大学ごとに設置される、評価実施チームが行います。また、実地調査には、評価の実施を支えるため、若干名のセンター職員が随行します。

4 実施内容

実地調査は次の(1)から(7)の内容で構成することを基本に、書面評価の分析状況を踏まえ、調査事項の調整を行った上で決定します。

詳細は、「Ⅲ 実地調査当日の対応等」に記載しています。

- (1) 受審大学の責任者との面談
- (2) 教員、職員等との面談
- (3) 学生、卒業(修了)生との面談
- (4) 教育現場の視察及び学習環境の状況調査
- (5) 評価審査会
- (6) 評価実施チーム会議
- (7) 受審大学の責任者との実地調査結果の面談

Ⅱ 実地調査の準備等

実地調査の準備は、「1 日程の決定」「2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備」「3「実地調査時の確認事項」への対応」の3段階からなります。

1 日程の決定

本センターは、受審大学に対して10月～11月頃の予定を照会し、その回答をもとに、7月下旬までに日程を決定し、受審大学へ通知します。

2 実地調査スケジュールの決定に伴う準備(実地調査の4週間前)

評価実施チームは、実地調査の4週間前までに、実地調査スケジュール及び面談対象者の属性等並びに視察・状況調査を行う授業・実習や施設・設備等を決定し、受審大学へ通知します。

この通知を受け、受審大学は次の(1)～(3)について決定し、その内容が分かる資料(面談等の会場となる室名、面談対象者名簿、視察・調査のタイムテーブル等が考えられます。)を実地調査の1週間前までに本センターに提出します。

(1) 面談等の会場

以下の会場を用意します。

- ① 受審大学の責任者との面談用の会場
- ② 教員、職員等との面談用の会場
- ③ 学生及び卒業(修了)生との面談用の会場
- ④ 評価審査会の会場
- ⑤ 評価実施チーム打合せ室(評価実施チーム控室)

(2) 面談対象者

評価実施チームが決定した面談対象者の属性等に基づき受審大学が選定します。

(3) 評価審査会参加者

評価実施チームが決定した属性等に基づき、受審大学が選定します。

(4) 教育現場の視察及び学習環境の状況調査の経路設定

評価実施チームが決定した授業・実習及び施設・設備等について、時間的に効率よく調査ができるよう、視察・状況調査の経路を受審大学において設定します。

3 「実地調査時の確認事項」への対応

評価実施チームは、訪問調査の4週間前を目途に、書面評価で確認できなかった事項や追加の資料・データ等の提出を求める事項を取りまとめた「実地調査時の確認事項」を作成し、受審大学へ通知します。

受審大学は「実地調査時の確認事項」への事前回答及び追加の資料等を、実地調査1週間前までにセンター事務局に提出します。(追加の資料について事前の提出が難しい場合等は、協議により対応を決定します)

Ⅲ 実地調査の準備等

1 受審大学の責任者との面談

学長、副学長、学部長、管理職員等の責任を有する立場にある方を対象とします。はじめに、「実地調査時の確認事項」に対する意見・回答について、受審大学から補足説明等を受けた後、質疑応答を行います。

2 教員、職員等との面談

大学の責任者とは異なる立場にある教員及び職員等を対象とします。受審大学の教育研究活動等の状況について、質疑応答を行います。この面談には、「1 受審大学の責任者との面談」の対象者は、同席しないこととします。

3 学生及び卒業(修了)生との面談

学生や卒業(修了)生を対象とします。それぞれの立場から、受審大学における教育研究活動等の状況や学習成果の有効性について、質疑応答を行います。率直な意見を聴取する観点から、「1 受審大学の責任者との面談」「2 教員、職員等との面談」の対象者をはじめとする関係者は、同席しないこととします。

4 教育現場の視察及び学習環境の状況調査

(1) 教育現場の視察

授業や実験・実習、演習等の取組が、教育現場では実際にどのように実施されているかなど、書面では知り得ない、あるいは確認できなかった事項を中心に調査します。その際、授業に差し支えがないと思われる範囲で、教職員や学生等に意見や感想を求めたり、質問したりすることがあります。

(2) 学習環境の状況調査

学習環境(例えば、図書館、教育研究施設、自主的学習のための関係の施設・設備及び学生支援施設等が想定されます。)の状況や安全・防犯面及びバリアフリー化を含め施設・設備の整備状況について、利便性や機能性等、実態を調査します。その際、各施設において、教職員や利用している学生に対して利用状況や利便性、満足度等について質問したり、意見を求めたりすることがあります。また、必要に応じて、実際に図書館設備や情報教育関係設備等のサービスを疑似体験することもあります。

5 評価審査会

1～3の面談の対象者を含めた受審大学の教職員等のほか、書面評価の分析状況を踏まえ、受審大学が選定した関係者(高等学校、地方公共団体、民間企業その他の関係者など)が参加し、大学の特色ある教育研究の進展や、内部質保証に関する取組み等について、評価実施チームが意見聴取を実施します。

6 評価実施チーム会議

評価実施チームは、実地調査の各実施事項に関する方針、実地調査を踏まえた評価結果の方向性等について検討するための、評価実施チーム会議を行います。

評価実施チーム会議では、書面評価の分析状況を踏まえてあらかじめ受審大学に対し追加提出を求めた資料や、現地においてのみ閲覧可能な資料等の確認もあわせて行います。実地調査中に、評価を行うために新たに根拠となる資料、データ等が必要と判断した場合は、後日の追加提出を求めることがあります。

IV 実地調査スケジュールモデル

第1日目

時間	プログラム
9:00～9:30 (30)	評価チーム会議①
9:30～12:00 (150)	受審大学の責任者との面談
12:00～13:00	昼食
13:00～14:20 (80)	教員・職員等との面談
14:30～16:10 (100)	教育現場の視察及び学習環境の状況調査
16:10～17:50 (100)	評価チーム会議②
18:00～19:30 (90)	学生及び卒業（修了）生との面談

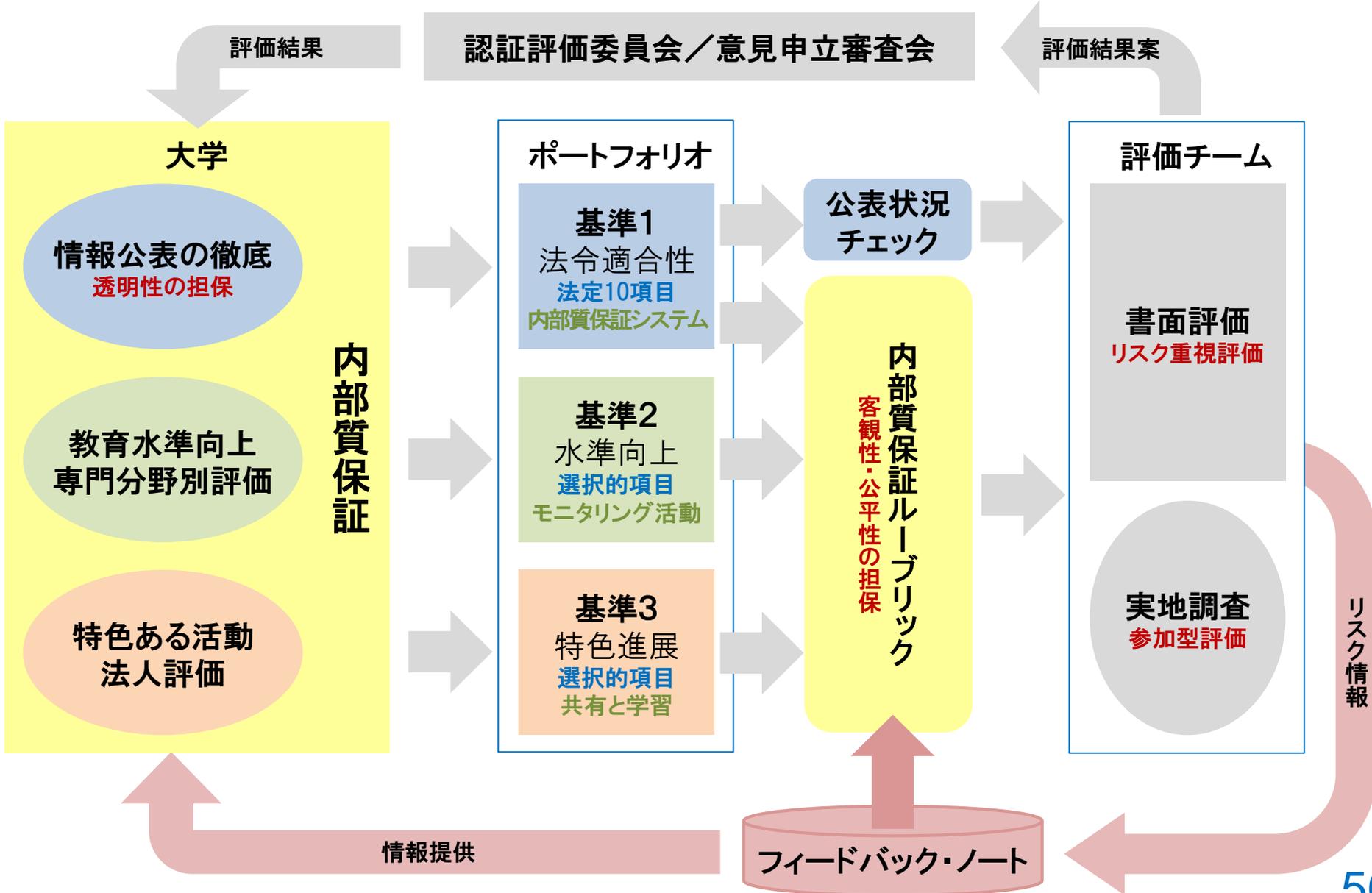
第2日目

時間	プログラム
9:30～12:30 (180)	評価審査会
12:30～13:30	昼食
13:30～15:30 (120)	評価チーム会議③
15:30～17:00 (90)	実地調査の結果説明及び意見聴取
17:00	実地調査終了

Ⅲ 評価システムと評価結果

評価システム

赤字: 評価の信頼性担保のポイント 緑字: 内部質保証評価のポイント



各基準の評価及び評価結果の考え方(実施大綱より)

基準1

「基準1に関する評価の指針」の各事項に照らして、大学が法令に適合し、**大学として相応しい教育研究活動等の質を確保している**と確認できた場合、基準を満たすと判断します。その上で、優れた点を明示し、改善を要する点があれば指摘します。

ただし、改善を要する点について**改善の見通しが明らかでない事項**がある場合、または重点評価項目である**内部質保証**(教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること)についての取組みが不十分な場合、基準を満たさないと判断します。

基準2

「基準2に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**教育研究の水準の向上に努めている**ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

基準3

「基準3に関する評価の指針」に照らして評価を行い、大学から示された取組みの優れた点を明示し、改善を要する点を指摘した上で、**特色ある教育研究の進展に努めている**ことが確認できた場合、基準を満たすと判断します。

評価結果

すべての基準を満たしている場合、大学評価基準を満たしていると判断します。

評価結果報告書(書式)

2020 年度実施
大学機関別認証評価 評価報告書
〇〇大学

この報告書は、大学教育質保証・評価センターが〇〇大学に対して行った、教育研究等の総合的な状況についての評価を行ったことを報告するものである。
この評価結果が、第三者評価として大学の質保証の取組みが確実に行われていることを社会に示すものとなることと、大学の教育研究等のさらなる進歩に資するものとして、大学の改善の検討に活用されることが期待されます。

目次

I 〇〇大学の概要	2
II 〇〇大学に対し実施した認証評価の概要	3
III 評価結果	4
IV 参考資料	6



〇〇年〇〇月
一般財団法人大学教育質保証・評価センター

目次

- I 〇〇大学の概要
- II 〇〇大学に対し実施した認証評価の概要
- III 評価結果
- IV 参考資料

I ○○大学の概要

※○○大学の点検評価ポートフォリオから抜粋して本センター作成

1 大学名

○○大学

2 所在地

○○県○○市

3 学部等の構成

学部：AA学部、BB学部、CC学部

研究科：AA学研究科(博士前期・後期課程)

BB学研究科(博士前期・後期課程)

CC学研究科(修士課程)

関連組織等：附属図書館、教養教育部、教育センター、国際センター、情報センター、広報センター、地域センター、産学センター

4 学生数及び教員数(平成**年**月**日現在)

学生数：学部****名、大学院***名

専任教員数：**名、助手数：**名

5 理念と特徴

地域社会や他の教育研究機関との緊密な交流や連携の下に、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く人材の育成を図るべく、本学では以下の4点のカテゴリーから、学生の学びを展開している。

a) 教養の学び

豊かな教養と人間性を身に付けるため、教養教育科目を設定している。専門教育分野へのつながりに加え、物事を多面的・多元的な視点で考え、時代の変化に的確に対応していく力を身に付けるための特長ある教養教育を行っている。

b) 専門分野の学び

「教養の学び」で培った汎用的な課題解決能力に加えて、3学部8学科での専門分野での学びを促進する。

c) 地域の学び

地域に貢献できる人材の育成の実現のため、学生が地域を知り、地域の課題を理解し、地域のひととともに課題

II ○○大学に対し実施した認証評価の概要

1 認証評価制度

大学は、法令の定めにより、教育研究等の総合的な状況について、7年以内ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下、「認証評価機関」という)の評価を受ける義務を負っています。(学校教育法第109条第2項)

2 本センターが行う認証評価の特徴

本センターが行う認証評価の特徴としては、簡素な様式を使用した評価の全体像の見える化、情報公表を前提とする厳格な評価、外部者の視点を尊重した評価などがあげられます。

本センターでは、認証評価を行うにあたり、大学が教育研究等について自ら行う点検及び評価(以下、「自己点検・評価」という)の結果を、一覧性を重視して作成した「点検評価ポートフォリオ」に整理することを求めます。この点検評価ポートフォリオは、評価の際の主要な資料となりますが、さらに大学が自ら公表し、大学の活動状況を社会にわかりやすく伝える資料としても有用なものと考えています。さらに、他の評価制度等の結果の活用、大学のステークホルダー等への意見聴取により、外部者の視点を尊重して評価を行います。

3 3つの基準

本センターの大学評価基準は3つの基準に大綱化されています。「基準1 法令適合性の保証」は、「細目省令」が定める10の評価事項において、情報公表の徹底を前提として評価します。「基準2 教育研究の水準の向上」は大学が行っている、様々なモニタリングについて評価します。「基準3 特色ある教育研究の進展」は大学の特色ある教育研究の状況について、特色を進展する立場から評価します。

3 評価体制と評価プロセス

このたび、本センターは、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関として、大学からの申請に応じ、○○大学に対し、大学機関別認証評価を行いました。

本センターの評価は、大学に関する有識者をはじめ、弁護士、地方自治体関係者等により構成する認証評価委員会が責任を担い、評価の実施は、大学の有識者等からなる評価実施チームを編成して行いました。

評価プロセスは、2020年5月●日に、○○大学から点検評価ポートフォリオをはじめとする必要書類の提出を受けた時点から具体的な作業がスタートしました。評価は、主として書面評価、実地調査の二つのプロセスを経て行いました。

書面評価では、点検評価ポートフォリオが適切に作成されていること、また情報公表が徹底されていることを確認しました。

実地調査では、点検評価ポートフォリオの内容を踏まえ、大学の責任者を含む自己点検・評価の関係者及び、大学の教職員と学生への面談に加え、広く関係者が参加できる評価審査会を開催しました。評価審査会では、○人の教職員及び高等学校、地方公共団体、民間企業その他の参加を得て、特色ある教育研究の進展、内部質保証に関する取組みなどを中心に意見聴取を行いました。

IV 2020年度の受審申請について

本説明会においては、評価の内容を説明し、11月29日を締切日として受審申請の受付を開始いたしますが、2020年度受審を検討いただいている大学には、なるべく早めに本センター事務局にご一報くださいますようお願いいたします。

初年度受審大学には、本センターと共に新たな認証評価を育てる役割を担っていただくこととなりますが、初年度受審ならではの負荷も想定されることから、詳細のご説明へのご理解を得て、受審の判断をいただきたいと考えております。

何卒、ご理解をよろしくお願いいたします。